

変更評価の手続き等について

(建築材料)

令和 7 年度

一般社団法人 公共建築協会

目 次

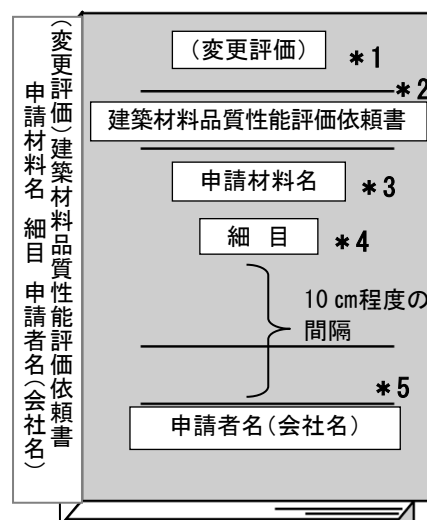
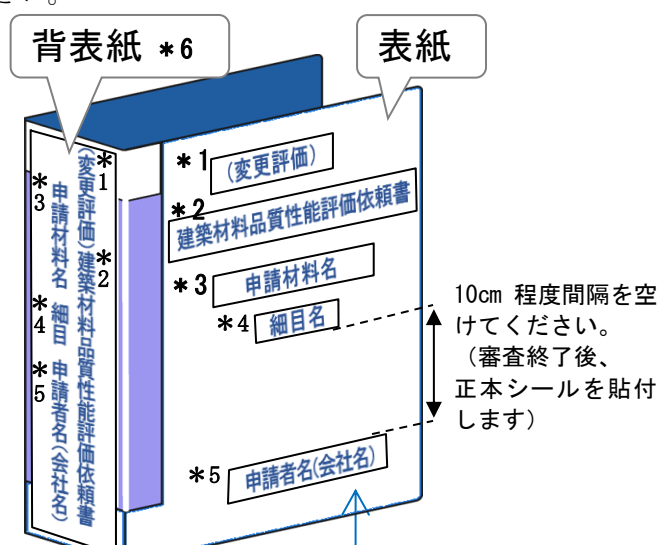
1. 変更評価の申請について	2
2. 変更評価申請資料のファイル作成について	2
3. 提出資料について	3
4. 変更評価申請資料の提出期限、提出方法及び提出先（問合せ先）	3
5. 変更評価の区分及び提出資料について	4
(1) 申請品(材料)	5
(2) 申請者	11
(3) 製造所	14
(4) 販売、アフターサービス	22
(5) 代表者、担当者	24
(6) 軽微な変更事項	24
(7) その他	24
6. 変更評価料について	25
7. 別表－3 評価申請における継続性の審査について	27
代表者・評価申請担当者 変更届	28

1. 変更評価の申請について

- (1) 建築材料等の評価を取得された申請者は、「評価書」、「評価名簿」及び「評価申請資料」の記載内容に変更が生じた場合、「建築材料・設備機材等品質性能評価実施要領」（以下「実施要領」という。）第18条により、変更評価の申請が必要です。
- (2) 実施要領については、当協会ホームページ、「建築材料及び設備機材評価申込案内」及び「建築材料等評価名簿」に掲載されています。
- (3) 複数の材料において評価を取得している場合、代表者・評価申請担当者及び所在地変更など共通の内容の変更は、材料ごとに申請してください。
- (4) 「評価基準」は、更新している場合があります。必ず、事務局に評価基準の変更の有無を確認してください。

2. 変更評価申請資料のファイル作成について

- (1) 申請用ファイルはA4サイズ、パイプファイル（2穴）で提出してください。
リングファイルは使用しないでください。（書類の枚数によっては紙ファイルでも可）
※必ずファイルで提出してください。
- (2) 申請資料は、項目ごとに見出し用紙（コピー用紙でも可）にインデックスをつけて綴じてください。



- *1 「(変更評価)」と記載してください
- *2 「建築材料品質性能評価依頼書」と記載してください。
- *3 申請材料名を記載してください。
- *4 細目がある場合は、細目名を記載してください。
- *5 申請者名(会社名)を記載してください。
- *6 背表紙の行数は任意です。(例では2行に分けています。)

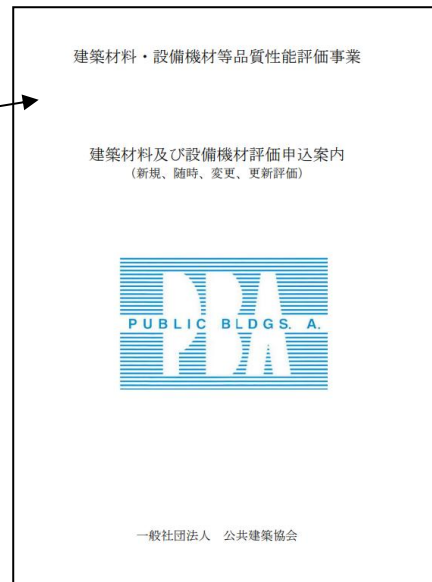


「申請用書式の記入上の注意事項」の「提出書類一覧」の「項目番号」と「資料番号（必要に応じて）」です。(1. 評価依頼書 2. 品質性能等 2-1 など)

3. 提出資料について

提出書式は①②です。③④⑤⑥⑦を参照し資料を作成してください。

- ① 申請用書式 [共通書式編]
- ② 申請用書式 [専用書式編]
- ③ 評価基準
- ④ 新規評価、随時評価、更新評価の手続き等について
- ⑤ 変更評価の手続き等について（本資料）
- ⑥ 申請用書式の記入上の注意事項
- ⑦ 建築材料及び設備機材等 評価申込案内
（以下「評価申込案内」という。）



4. 変更評価申請資料の提出期限、提出方法及び提出先（問合せ先）

- (1) 提出期間 随時受付
- (2) 提出方法 持参または郵送

※申請資料は2部作成し、1部は正本として提出してください。1部は副本とし、審査における内容確認に随時使用するものとして保管してください。

- (3) 提出先（問合せ先）

一般社団法人 公共建築協会 建築材料等評価部 事務局
〒104-0033 東京都中央区新川 1-24-8 東熱新川ビル6階
電話番号 03-3523-0384
FAX番号 03-3523-1827
Eメール hyokajigyo-a@pba.or.jp

5. 変更評価の区分及び提出資料について

「評価申込案内」表-6 変更評価の項目一覧の「区分」ごとに「資料項目」が記載されています。提出資料等の内容について、以下（１）（２）の説明を参照し作成してください。

評価申込案内より一部抜粋(赤枠内)

表-6 変更評価の項目一覧

変 更 申 請 に 係 る 内 容 等				提 出 資 料 等		審 査	変更評価料 及び手数料
項目	変更内容	区 分	変更内容説明等	資料項目	試験		
1) 変更評価により評価書（変更）の交付を要するもの							
イ 対象建築材料・設備機材等	申請品の 種類等の追加	イー（イ）	種類、商品、シリーズ、品番、 形式、仕様等を追加	①② (3)～(7)	◇ ＊1	委 員 会	随時評価料 の 30% ＊7
	申請品の 種類等の内容変 更	イー（ロ）－1	主要部の材質・形状の部分的 変更	①② (3)～(7)	△ ＊2		
		イー（ロ）－2 （B－1）	主要部以外の部分的な変更 ＊3	①② (3)～(7)	△ ＊2		
		イー（ロ）－2 （B－2）	主要部変更無し、耐久性に 影響ない部分的変更 ＊3	①② (3)～(7)	△ ＊2		22,000 円

表-6 変更評価の項目等一覧の補足説明

- （a）提出資料項目欄の○および（ ）内の数字は、下記の提出資料項目を示します。
また、○内数字で示す項目は必ず提出する資料項目とし、（ ）内数字で示す項目は変更内容により提出の要・不要がある資料項目です。
- ①または（１）変更評価依頼書、変更内容一覧表
 - ②または（２）製品リストおよび品質性能に関する資料
 - ③または（３）品質管理・製造管理に関する資料
 - ④または（４）納入体制に関する資料
 - ⑤または（５）アフターサービスに関する資料
 - ⑥または（６）決算報告書または登記事項証明書
 - ⑦または（７）工業会等への加入状況、カタログその他
 - ⑧ **代表者・評価申請担当者** 変更届
- （b）試験欄の◇印および△印は、変更の内容により試験成績書の提出の要・不要がある資料項目です。
- （c）審査欄の「事務局」は事務局の審査、または確認とし、「委員会」は評価委員会の審査を要する項目です。

【提出資料】

(1) 申請品(材料)

申請品の種類等の追加

変更区分：イー（イ） 資料項目①②(3)～(7)

変更内容：新しい仕様等の製品を追加する場合(種類、商品、シリーズ、品番、形式を含む)

※原則、建設工事における3年以上の使用実績が必要です。

資料項目	資料の種類
①	1. 評価依頼書 1-3 変更内容一覧表 変更申請用 (1-2 変更内容一覧表 更新申請用)
②	2-1 申請品の製品リスト 2-2 品質・性能等概要書 2-3 材質の証明及び流通経路（新しい資材を使用する場合） 2-4 試験成績書リスト（試験成績書が複数ある場合） 2-4b 試験成績書対応表（試験成績書がない場合は不要） 試験成績書
(3)	3-1 製造所概要 3-1b 申請品の生産実績 3-2b 社内規定（変更がある場合） 3-3c 製品検査表（2～3件／年）
(4)	4-2 申請品の販売実績
(7)	追加する製品が分かる資料(カタログの類)

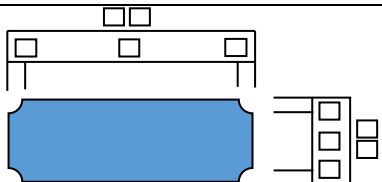
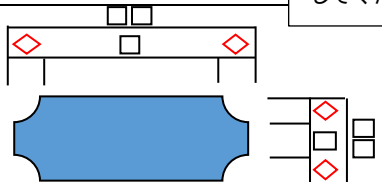
変更区分：イー（イ） 資料項目①②(3)～(7)

変更内容：評価を受けている製品の一部を変更して新たに追加する場合（種類、商品、シリーズ、品番、形式、仕様等の追加）

※原則、建設工事における３年以上の使用実績が必要です。使用実績が３年に満たない場合は、緩和できる場合もあるので事務局にご相談ください。

資料項目	資料の種類
①	1. 評価依頼書 1-3 変更内容一覧表 変更申請用 (1-2 変更内容一覧表 更新申請用)
①の補足資料	比較資料(評価を受けている製品と追加する製品を比較した資料)※1 製品の図面
②	2-1 申請品の製品リスト 2-2 品質・性能等概要書 2-3 材質の証明及び流通経路（新しい資材を使用する場合） 2-4 試験成績書リスト（試験成績書が複数ある場合） 2-4b 試験成績書対応表（試験成績書がない場合は不要） 試験成績書（試験を実施しない場合は、その合理的理由）
(3)	3-1 製造所概要 3-1b 申請品の生産実績 3-2b 社内規定（変更がある場合） 3-3c 製品検査表（2～3／年）
(4)	4-2 申請品の販売実績
(7)	追加する製品が分かる資料(カタログの類)

※1 比較資料（参考例）

	現在評価を受けている製品	追加する製品	変更した箇所は赤字または赤下線で表現してください
製品名	〇〇〇	<u>×××</u>	
形状			
材質	ステンレス製	ステンレス製	
板厚	厚 1.2	厚 1.2	
評価を受けている製品との比較	追加する製品「×××」は、評価を受けている製品「〇〇〇」のかき込み部分を大きくし、配線の納まりをよりフレキシブルになるよう、改良したものです。材質、板厚の変更はありません。性能については、第三者機関での試験結果により、評価基準をクリアしていることが確認できます。（別添「試験成績書」参照） また、製造所は、評価を受けている製造所であり、品質管理、製造管理、検査体制には変更ありません。		

注）下記内容は必ず盛り込んでください。

- ・ 変更内容を明記し、評価を受けている製品との比較説明。（箇条書き可）
- ・ 追加製品の製造所は、評価を受けている製造所であるか否か。
- ・ 品質管理、製造管理、検査体制に変更があるか否か。

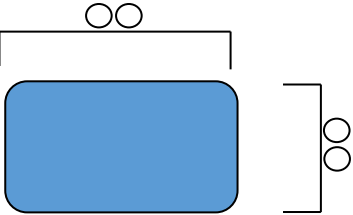
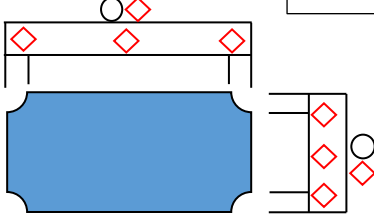
申請品の種類等の内容の変更

変更区分：イー（ロ）－１ 資料項目①②(3)～(7)

変更内容：主要部の材質及び形状等の部分的な変更であり、品質性能が評価を受けている製品と同等である。

資料項目	資料の種類
①	1. 評価依頼書 1-3 変更内容一覧表 変更申請用 (1-2 変更内容一覧表 更新申請用)
①の補足資料	比較資料(評価を受けている製品と追加する製品を比較した資料)※1 製品の図面
②	2-1 申請品の製品リスト 2-2 品質・性能等概要書 2-3 材質の証明及び流通経路（新しい資材を使用する場合） 2-4 試験成績書リスト（試験成績書が複数ある場合） 2-4b 試験成績書対応表（試験成績書がない場合は不要） 試験成績書（試験を実施しない場合は、その合理的理由）
(3)	3-1 製造所概要 3-1b 申請品の生産実績 3-2b 社内規定（変更がある場合） 3-3c 製品検査表（2～3 件／年）
(4)	4-2 申請品の販売実績
(7)	変更する製品が分かる資料(カタログの類)

※1 比較資料（参考例）

	現在評価を受けている製品	変更する製品	変更した箇所は赤字または赤下線で表現してください
製品名	〇〇〇	<u>〇〇〇</u>	
形状			
材質	ステンレス製	ステンレス製	
板厚	厚 1.2	厚 1.2	
評価を受けている製品との比較	評価を受けている製品「〇〇〇」について、角部分にかき込みを入れることで、施工性の向上を図るものです。材質、板厚の変更はありません。性能については、第三者機関での試験結果により、評価基準をクリアしていることが確認できます。（別添「試験成績書」参照） また、製造所は、評価を受けている製造所であり、品質管理、製造管理、検査体制には、変更ありません。		

注）下記内容は必ず盛り込んでください。

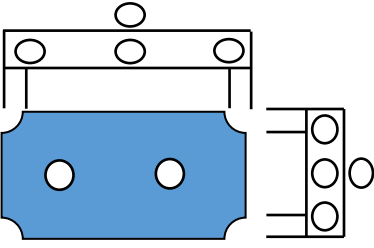
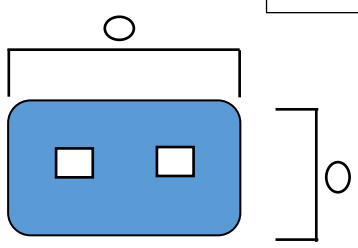
- ・ 変更内容を明記し、評価を受けている製品との比較説明。（箇条書き可）
- ・ 追加製品の製造所は、評価を受けている製造所であるか否か。
- ・ 品質管理、製造管理、検査体制に変更があるか否か。

変更区分：イー（ロ）－２（Ｂ－１） 資料項目①②(3)～(7)

変更内容：申請品の主要部に変更はないが、耐久性等に影響を及ぼす部分的な変更

資料項目	資料の種類
①	1. 評価依頼書 1-3 変更内容一覧表 変更申請用 (1-2 変更内容一覧表 更新申請用)
①の補足資料	比較資料(評価を受けている製品と変更する製品を比較した資料)※1 製品の図面
②	2-1 申請品の製品リスト 2-2 品質・性能等概要書 2-3 材質の証明及び流通経路（新しい資材を使用する場合） 2-4 試験成績書リスト（試験成績書が複数ある場合） 2-4b 試験成績書対応表（試験成績書がない場合は不要） 試験成績書（試験を実施しない場合は、その合理的理由）
(3)	3-1 製造所概要 3-1b 申請品の生産実績 3-2b 社内規定（変更がある場合） 3-3c 製品検査表（2～3 件／年）
(4)	4-2 申請品の販売実績
(7)	変更する製品が分かる資料(カタログの類)

※1 比較資料（参考例）

	現在評価を受けている製品	変更する製品	変更した箇所は赤字または赤下線で表現してください
製品名	〇〇〇	<u>〇〇〇</u>	
形状			
材質	ステンレス製	ステンレス製	
板厚	厚 1.2	厚 1.2	
評価を受けている製品との比較	評価を受けている製品「〇〇〇」について、補強プレートの形状を他の評価を受けている製品と同一にすることで、生産性の向上を図るものです。材質、板厚の変更はありません。性能については、第三者機関での試験結果により、評価基準をクリアしていることが確認できます。（別添「試験成績書」参照） また、製造所は、評価を受けている製造所であり、品質管理、製造管理、検査体制には、変更ありません。		

注）下記内容は必ず盛り込んでください。

- ・変更内容を明記し、評価を受けている製品との比較説明。（箇条書き可）
- ・追加製品の製造所は、評価を受けている製造所であるか否か。
- ・品質管理、製造管理、検査体制に変更があるか否か。

変更区分：イー（ロ）－２（Ｂ－２） 資料項目①②(3)～(7)

変更内容：申請品の主要部に変更がなく、耐久性に影響を及ぼさない部分的な変更

資料項目	資料の種類
①	1. 評価依頼書 1-3 変更内容一覧表 変更申請用 (1-2 変更内容一覧表 更新申請用)
①の補足資料	比較資料(評価を受けている製品と変更する製品を比較した資料)※1 製品の図面
②	2-1 申請品の製品リスト 2-2 品質・性能等概要書 2-3 材質の証明及び流通経路（新しい資材を使用する場合）
(3)	3-1 製造所概要 3-1b 申請品の生産実績 3-2b 社内規定（変更がある場合） 3-3c 製品検査表（2～3 件／年）
(4)	4-2 申請品の販売実績
(7)	変更する製品が分かる資料(カタログの類)

※1 比較資料（参考例）

	評価を受けている製品	変更する製品	変更した箇所 は赤字または 赤下線で表現 してください
製品名	〇〇〇	<u>〇〇〇</u>	
副資材の仕様	ポリエステル化粧合板	<u>ポリエステル化粧 MDF</u>	
評価を受けている 製品との比較	評価を受けている製品「〇〇〇」について、の表面材を変更することで、加工を容易にするメリットがあります。性能については、別紙「耐久性の検討資料」により、現状の製品と同等であることが確認できます。また、製造所は、評価を受けている製造所であり、品質管理、製造管理、検査体制には、変更ありません。		

注）下記内容は必ず盛り込んでください。

- ・ 変更内容を明記し、評価を受けている製品との比較説明。（箇条書き可）
- ・ 追加製品の製造所は、評価を受けている製造所であるか否か。
- ・ 品質管理、製造管理、検査体制に変更があるか否か。

申請品の種類等の取消し

変更区分：イー（ハ） 資料項目①(2)

変更内容：種類等の取消し

資料項目	資 料 の 種 類
①	1. 評価依頼書 1-3 変更内容一覧表 変更申請用 (1-2 変更内容一覧表 更新申請用)
①の補足資料	評価名簿の写し（取消す箇所に抹消線を記入してください。）
②	2-1 申請品の製品リスト（作成している場合）

申請品の種類等の名称変更

変更区分：イー（二） 資料項目①(2)

変更内容：種類等の名称のみの変更

資料項目	資 料 の 種 類
①	1. 評価依頼書 1-3 変更内容一覧表 変更申請用 (1-2 変更内容一覧表 更新申請用)
①の補足資料	評価名簿の写し（取消す箇所に抹消線を記入してください。）
②	2-1 申請品の製品リスト（作成している場合）

(2) 申請者

申請者の名称の変更及び組織形態の変更

変更区分：ロー（イ）－1 資料項目①(4)～(6)⑦

変更内容：吸収合併等による名称及び組織形態の変更

※従前の申請者としての要件の継続性が必要です。(実施要領第4条)

資料項目	資料の種類
①	1. 評価依頼書 1-3 変更内容一覧表 変更申請用 (1-2 変更内容一覧表 更新申請用)
(4)	4-1 販売会社概要 (変更がある場合)
(5)	5-1 アフターサービスの組織 (変更がある場合)
(6)	登記事項証明書 (変更がある場合)
⑦	吸収合併等の実施が分かる資料(ホームページ、広報の類)

変更区分：ロー（イ）－2 資料項目①(4)～(6)⑦

変更内容：分離独立等による名称及び組織形態の変更

※従前の申請者としての要件の継続性が必要です。(実施要領第4条)

資料項目	資料の種類
①	1. 評価依頼書 1-3 変更内容一覧表 変更申請用 (1-2 変更内容一覧表 更新申請用)
(4)	4-1 販売会社概要
(5)	5-1 アフターサービスの組織
(6)	登記事項証明書
⑦	分離独立等の実施が分かる資料 (ホームページ、広報の類)

変更区分：ロー（イ）－3 資料項目①(4)～(6)⑦

変更内容：事業譲渡及び部門統合等による名称及び組織形態の変更

※申請者の変更に伴う社名の変更であり、従前の申請者としての要件の継続性が必要です。(実施要領第4条)

資料項目	資料の種類
①	1. 評価依頼書 1-3 変更内容一覧表 変更申請用 (1-2 変更内容一覧表 更新申請用)
(4)	4-1 販売会社概要 (変更がある場合)
(5)	5-1 アフターサービスの組織 (変更がある場合)
(6)	登記事項証明書(変更がある場合)
⑦	事業譲渡及び部門統合等の実施が分かる資料 (ホームページ、広報の類)

申請者の所在地の変更

変更区分：ロー（ロ）－１ 資料項目①⑥

変更内容：申請者のみの移転

資料項目	資 料 の 種 類
①	1. 評価依頼書 1-3 変更内容一覧表 変更申請用 (1-2 変更内容一覧表 更新申請用)
⑥	登記事項証明書 (登記前に申請を行う場合は、所在地の変更が分かる資料)

変更区分：ロー（ロ）－２

変更内容：申請者の移転（自社工場を申請している場合、製造所の当該部門の移転を伴う）「ハー（ロ）－１」および「ハー（ロ）－２」を参照してください。

変更区分：ロー（ロ）－３

変更内容：申請者の移転（販売及びアフターサービスの当該部門の移転を伴う）「ニー（ニ）」および「へ」を参照してください。

申請者の名称のみの変更

変更区分：ロー（ハ） 資料項目①⑥

変更内容：社名のみの変更（ロー（イ）を除く）

資料項目	資 料 の 種 類
①	1. 評価依頼書 1-3 変更内容一覧表 変更申請用 (1-2 変更内容一覧表 更新申請用)
⑥	登記事項証明書 (登記前に申請を行う場合は、社名の変更が分かる資料)

申請者の所在地名の変更

変更区分：ロー（ニ） 資料項目①⑥

変更内容：住居表示の変更に伴う所在地名の変更

資料項目	資 料 の 種 類
①	1. 評価依頼書 1-3 変更内容一覧表 変更申請用 (1-2 変更内容一覧表 更新申請用)
⑥	登記事項証明書 (登記前に申請を行う場合は、所在地名の変更が分かる資料)

(3) 製造所

製造所の種別	概 要
協力工場 1 (申請者登録あり)	品質管理に関する規定および製品規格に関する規定が、どちらも申請者の規定で製造する製造所であり、独自に評価を取得している協力企業
協力工場 2 (申請者登録なし)	品質管理に関する規定および製品規格に関する規定が、どちらも申請者の規定で製造する製造所であるが、独自に評価を取得していないため、申請品の営業活動ができない協力企業
協力工場 3 (申請者登録あり)	品質管理に関する規定および製品規格に関する規定のどちらか、またはどちらも協力企業の規定で製造する製造所であり、独自に評価を取得している協力企業
協力工場 4 (申請者登録なし)	品質管理に関する規定および製品規格に関する規定のどちらか、またはどちらも協力企業の規定で製造する製造所であるが、独自に評価を取得していないため、申請品の営業活動ができない協力企業

製造所の追加

変更区分：ハー (イ) 資料項目①③(5)⑥⑦

変更内容：自社工場及び協力工場の追加

※原則、生産実績が3年以上必要です。生産実績が3年に満たない場合は事務局にご相談ください。

※自社工場の場合

資料項目	資 料 の 種 類
①	1. 評価依頼書 1-3 変更内容一覧表 変更申請用 (1-2 変更内容一覧表 更新申請用)
③	3-0 製造所一覧表(作成している場合) 3-1 製造所概要 添付資料(工場概要、工場配置図、製造設備一覧表) 添付資料(ISO 登録証のコピー) (取得している場合) 3-2 申請品の品質管理・製造管理・検査体制 3-3 品質管理・製造管理・検査項目 3-3c 製品検査表(2～3件/年)

※協力工場1の場合

資料項目	資 料 の 種 類
①	1. 評価依頼書 1-3 変更内容一覧表 変更申請用 (1-2 変更内容一覧表 更新申請用)

③	3-0 製造所一覧表(作成している場合) 添付資料(製造委託契約書のコピー) 添付資料(評価書、評価書別紙のコピー) 3-2 申請品の品質管理・製造管理・検査体制 3-3 品質管理・製造管理・検査項目 3-3c 製品検査表 (2～3 件／年)
---	--

※協力工場 2、4 の場合

資料項目	資 料 の 種 類
①	1. 評価依頼書 1-3 変更内容一覧表 変更申請用 (1-2 変更内容一覧表 更新申請用)
③	3-0 製造所一覧表(作成している場合) 3-1 製造所概要 添付資料(工場概要、工場配置図、製造設備一覧) 添付資料(製造委託契約書のコピー) 添付資料(ISO 登録証のコピー)(取得している場合) 3-2 申請品の品質管理・製造管理・検査体制 3-3 品質管理・製造管理・検査項目 3-3c 製品検査表 (2～3 件/年)
⑥	決済報告書 登記事項証明書
⑦	会社の概要が分かる資料(カタログ、ホームページの類)

※協力工場 3 の場合

資料項目	資 料 の 種 類
①	1. 評価依頼書 1-3 変更内容一覧表 変更申請用 (1-2 変更内容一覧表 更新申請用)
③	3-0 製造所一覧表(作成している場合) 3-1 製造所概要 添付資料(製造委託契約書のコピー) 添付資料(評価書、評価書別紙のコピー) 3-3 品質管理・製造管理・検査項目

製造所の移転に伴う管理形態等の変更

変更区分：ハ－（ロ）－1 資料項目①(2)③(5)(6)⑦

変更内容：移転等で、管理体制、設備等の変更を伴うが、社内規定に精通した管理者等による品質管理、製造管理及び検査体制のもとで製造が実施されているまたは従前の管理体制の継続性がある

資料項目	資 料 の 種 類
①	1. 評価依頼書 1-3 変更内容一覧表 変更申請用 (1-2 変更内容一覧表 更新申請用)
①の補足資料	・ 移転前と移転後の「組織体制」「配置図」「設備一覧」の比較ができる資料 ・ 移転前と移転後の所在地の地図
③	3-1 製造所概要 添付資料（工場概要、工場配置図、製造設備一覧） 3-2 申請品の品質管理・製造管理・検査体制
⑦	移転したことが分かる資料（ホームページの類）

変更区分：ハ－（ロ）－2 資料項目①(2)③⑦

変更内容：移転等で、管理体制、設備等の変更がほとんど無い

資料項目	資 料 の 種 類
①	1. 評価依頼書 1-3 変更内容一覧表 変更申請用 (1-2 変更内容一覧表 更新申請用)
①の補足資料	・ 「配置図」 ・ 「組織体制」「設備一覧」に変更がない旨を記載した資料 ・ 移転前と移転後の所在地の地図
③	3-1 製造所概要
⑦	移転したことが分かる資料（ホームページの類）

製造所の ISO 認証の取消し

変更区分：ハ－（ハ） 資料項目①③

変更内容：ISO 認証（ISO9001、ISO14001）資格の取下げ（ただし、社名変更及び
移転を伴うものなど一時的な資格の喪失の場合を除く。）

資料項目	資 料 の 種 類
①	1. 評価依頼書 1-3 変更内容一覧表 変更申請用 (1-2 変更内容一覧表 更新申請用)
③	3-1 製造所概要 3-2 申請品の品質管理・製造管理・検査体制 (ISO9001 の取下げのみ) 3-2b これまで免除されていた社内規定 (ISO9001 の取下げのみ) 品質性能に関する規定 外注受け入れに関する規定 工程別作業に関する規定 3-3 品質管理・製造管理・検査項目 (ISO9001 の取下げのみ)

製造所の規模及び設備の変更

変更区分：ハ－（二）－１ 資料項目①(2)③(6)(7)

変更内容：分離、縮小等により、申請品の品質性能に影響を及ぼす品質管理、製造管理、検査体制及び製品規格等の変更

資料項目	資料の種類
①	1. 評価依頼書 1-3 変更内容一覧表 変更申請用 (1-2 変更内容一覧表 更新申請用)
①の補足資料	・評価を受けている製品の品質性能を従前通り確保し、製造を行うことが可能である合理的理由 ・変更前と変更後の「組織体制」「配置図」「設備一覧」の比較ができる資料
(2)	試験成績書（事務局にご確認ください。）
③	3-1 製造所概要 添付資料（工場概要、工場配置図、製造設備一覧） 3-2 申請品の品質管理・製造管理・検査体制
(7)	分離、縮小等の事実が分かる資料（ホームページの類）

変更区分：ハ－（二）－２ 資料項目①(2)③(6)(7)

変更内容：吸収合併等により、申請品の品質性能に影響を及ぼす品質管理、製造管理、検査体制及び製品規格等の変更

資料項目	資料の種類
①	1. 評価依頼書 1-3 変更内容一覧表 変更申請用 (1-2 変更内容一覧表 更新申請用)
①の補足資料	・評価を受けている製品の品質性能を従前通り確保し、製造を行うことが可能である合理的理由 ・変更前と変更後の「組織体制」「配置図」「設備一覧」の比較ができる資料
(2)	試験成績書（事務局にご確認ください。）
③	3-1 製造所概要 添付資料（工場概要、工場配置図、製造設備一覧） 3-2 申請品の品質管理・製造管理・検査体制
(7)	吸収合併等の事実が分かる資料（ホームページの類）

製造所の規模及び設備の軽微な変更（吸収合併による変更を含む）

変更区分：ハ－（ホ）－1 資料項目①③(6)(7)

変更内容：申請品の品質性能に影響を及ぼさない規模、設備及び管理形態の変更

資料項目	資料の種類
①	1. 評価依頼書 1-3 変更内容一覧表 変更申請用 (1-2 変更内容一覧表 更新申請用)
①の補足資料	・変更前と変更後の「組織体制」「配置図」「設備一覧」の比較ができる資料
③	3-1 製造所概要 添付資料（工場概要、工場配置図、製造設備一覧） 3-2 申請品の品質管理・製造管理・検査体制
(7)	事業譲渡及び部門統合をしたことが分かる資料（ホームページの類）

変更区分：ハ－（ホ）－2 資料項目①③(6)(7)

変更内容：協力工場で、事業譲渡及び部門統合による社名及び製造所名の変更

資料項目	資料の種類
①	1. 評価依頼書 1-3 変更内容一覧表 変更申請用 (1-2 変更内容一覧表 更新申請用)
①の補足資料	「組織体制」「配置図」「設備一覧」に変更がない旨を記載した資料
③	3-1 製造所概要
(7)	事業譲渡及び部門統合をしたことが分かる資料（ホームページの類）

製造所の取消し

変更区分：ハ－（へ） 資料項目①(3)

変更内容：製造所の取消し

資料項目	資料の種類
①	1. 評価依頼書 1-3 変更内容一覧表 変更申請用 (1-2 変更内容一覧表 更新申請用)
③	3-0 製造所一覧表(作成している場合)

製造所の名称のみの変更

変更区分：ハ－（ト） 資料項目①(3)(6)

変更内容：製造所の名称のみの変更

資料項目	資 料 の 種 類
①	1. 評価依頼書 1-3 変更内容一覧表 変更申請用 (1-2 変更内容一覧表 更新申請用)
①の補足資料	製造所の名称変更が分かる資料
③	3-0 製造所一覧表(作成している場合)

製造所の住居表示の変更に伴う所在地名の変更

変更区分：ハ－（チ） 資料項目①(6)

変更内容：住居表示の変更に伴う所在地名の変更

資料項目	資 料 の 種 類
①	1. 評価依頼書 1-3 変更内容一覧表 変更申請用 (1-2 変更内容一覧表 更新申請用)
(6)	所在地名の変更が分かる資料

製造所の ISO 認証の取得

変更区分：ハ－（リ） 資料項目① 認証(写)

変更内容：ISO 認証（ISO9001、ISO14001）資格の取得

資料項目	資 料 の 種 類
①	1. 評価依頼書 1-3 変更内容一覧表 変更申請用 (1-2 変更内容一覧表 更新申請用)
①の補足資料	登録証のコピー

(4) 販売、アフターサービス

販売又はアフターサービスの地区の追加、変更、取消し

変更区分：ニ－（イ） 資料項目①④⑤

変更内容：地区の追加

資料項目	資 料 の 種 類
①	1. 評価依頼書 1-3 変更内容一覧表 変更申請用 (1-2 変更内容一覧表 更新申請用)
④	4-1 販売会社概要
⑤	5-1 アフターサービスの組織

変更区分：ニ－（ロ） 資料項目①④⑤

変更内容：地区又は所管都道府県の変更、取消し

資料項目	資 料 の 種 類
①	1. 評価依頼書 1-3 変更内容一覧表 変更申請用 (1-2 変更内容一覧表 更新申請用)
④	4-1 販売会社概要
⑤	5-1 アフターサービスの組織

変更区分：ニ－（ハ） 資料項目①④⑤

変更内容：地区の取消し

資料項目	資 料 の 種 類
①	1. 評価依頼書 1-3 変更内容一覧表 変更申請用 (1-2 変更内容一覧表 更新申請用)
④	4-1 販売会社概要
⑤	5-1 アフターサービスの組織

変更区分：ニ－（ニ） 資料項目①④⑤

変更内容：体制の変更（販売会社を他社に変更）

資料項目	資 料 の 種 類
①	1. 評価依頼書 1-3 変更内容一覧表 変更申請用 (1-2 変更内容一覧表 更新申請用)
①の補足資料	販売実績が1年以上あることが分かる資料
④	4-1 販売会社概要
⑤	5-1 アフターサービスの組織

販売会社の問合せ先等の変更

変更区分：へー（イ） 資料項目①(4)(5)

変更内容：販売会社の代理店の変更

資料項目	資 料 の 種 類
①	1. 評価依頼書 1-3 変更内容一覧表 変更申請用 (1-2 変更内容一覧表 更新申請用)
(4)	4-1 販売会社概要
(5)	5-1 アフターサービスの組織

変更区分：へー（ロ）－1 資料項目①(4)(5)

変更内容：販売会社および代理店の名称のみの変更

資料項目	資 料 の 種 類
①	1. 評価依頼書 1-3 変更内容一覧表 変更申請用 (1-2 変更内容一覧表 更新申請用)
(4)	4-1 販売会社概要
(5)	5-1 アフターサービスの組織

変更区分：へー（ロ）－2 資料項目① 名簿の写し

変更内容：販売会社の同一社内での本社、支店、営業所等相互の変更

資料項目	資 料 の 種 類
①	1. 評価依頼書 1-3 変更内容一覧表 変更申請用 (1-2 変更内容一覧表 更新申請用)
①の補足資料	評価名簿の写し (変更後の本社、支店、営業所等を赤字で記入してください。)

変更区分：へー（ハ） 資料項目① 名簿の写し

変更内容：販売会社の電話番号（問い合わせ先）の変更

資料項目	資 料 の 種 類
①	1. 評価依頼書 1-3 変更内容一覧表 変更申請用 (1-2 変更内容一覧表 更新申請用)
①の補足資料	評価名簿の写し（変更後の番号を、赤字で記入してください。)

(5) 代表者、担当者

申請者の代表者変更

変更区分：トー（イ） 資料項目⑧

変更内容：申請者の代表者の変更

資料項目	資料の種類
⑧	「代表者・評価申請担当者 変更届」を補足資料と共にメールにて提出ください。 (本資料または公共建築協会のホームページに様式あり)
⑧の補足資料	代表者の変更が分かる公表資料

統括責任者、主担当者、副担当者の変更

変更区分：トー（ロ） 資料項目⑧

変更内容：申請担当者の変更及び連絡先等の変更

資料項目	資料の種類
⑧	「代表者・評価申請担当者 変更届」をメールにて提出ください。 (本資料または公共建築協会のホームページに様式あり)

(6) 軽微な変更事項

軽微な変更事項

変更区分：チー（イ） 資料項目①(2)～(7)

変更内容：軽微な変更事項（材料評価内容に影響を及ぼさない軽微な変更）

資料項目	資料の種類
①	1. 評価依頼書 1-3 変更内容一覧表 変更申請用 (1-2 変更内容一覧表 更新申請用)
—	事務局にご相談ください。

(7) その他

上記に該当しない変更申請

事務局にご相談ください。

6. 変更評価料について

- (1) 「評価申込案内」の「7.評価に関わる経費について」の「(3) 変更評価料」を参照してください。
- (2) 評価の中止に伴う必要経費は、「評価申込案内」の「8. 建築材料・設備機材等品質性能評価関係規定」の(3)「建築材料・設備機材等品質性能評価」実施事務処理細則第2条の3第1項第一号に定める評価の中止に伴う必要経費の精算について定める件」を参照してください。

変更評価料の算定について
(評価申込案内 表－6 参照)

- (1) 変更評価料に用いる、新規評価料又は随時評価料（以下、「新規等評価料」）
下記の①～③により、重複申請する場合の減額は行ないません。なお、下記に示す算定においては消費税抜きとしています。
- ①新規等評価料が45万円の場合（30%のとき13.5万円、20%のとき9.0万円）
 - ②新規等評価料が35万円の場合（30%のとき10.5万円、20%のとき7.0万円）
 - ③新規等評価料が24万円の場合（30%のとき7.2万円、20%のとき4.8万円）
- 1) 変更評価料のうち随時評価料の割合で示された項目は、当該年度の随時評価料の割合で示された項目
- ・材料等イー（イ）、イー（ロ）－1、イー（ロ）－2（B－1）
 - ・製造所ハー（イ）、ハー（ロ）－1別表-3の2号1、ハー（ハ）、ハー（ニ）－1
 - ・その他ホー（イ）、ホー（ロ）
- 2) 変更評価項目が重複する場合の変更評価料及び同手数料
- (i) 随時評価料の割合で示された項目のみが重複する場合は、1件目を評価料の高額な項目とし、2件目以降は1件あたり2万円とします。
- ①変更項目随時評価料35万円イー（イ）(30%)、ハー（ロ）－1(20%)重複申請の場合
 $(350,000 \times 0.3) + (350,000 \times 0.2) \neq 105,000 + 20,000 = 125,000$
 - ②変更項目随時評価料35万円イー（イ）(30%)、ハー（イ）(30%)、ハー（ロ）－1(20%)の場合
 $(350,000 \times 0.3) + (350,000 \times 0.3) + (350,000 \times 0.2) \neq 105,000 + 20,000 + 20,000 = 145,000$
- (ii) 金額で示された項目のみが重複する場合は、1件目を評価料の高額な項目とし、2件目以降は、1件あたり半額に減額されます。
- ①変更項目イー（ロ）－2(20,000)、ハー（ロ）－2(20,000)重複申請の場合
 $(20,000 + 20,000) \neq 20,000 + 10,000 = 30,000$
 - ②変更項目イー（ロ）－2(20,000)、ローニ(10,000)の場合
 $(20,000 + 10,000) \neq 20,000 + 5,000 = 25,000$
 - ③変更項目イー（ロ）－2(20,000)、ハー（ロ）－2(20,000)、ローニ(10,000)の場合
 $(20,000 + 20,000 + 10,000) \neq 20,000 + 10,000 + 5,000 = 35,000$
- (iii) 上記(i)及び(ii)が重複する場合は、(i)及び(ii)で算出された額の合計とします。
- 3) 変更評価料及び手数料欄の「随時評価料の〇〇%」は、新規評価を対象とした変更申請の場合、「新規評価料の〇〇%」と読み替えて適用いたします。
- 4) 変更評価料の算出に用いる随時評価料は、重複申請の場合の減額は行いません。
- (2) 製造所を追加する場合の変更評価料への加算
製造所（製造所数）の変更で追加する申請数が10製造所を超えると、11～15製造所は1万1千円(税込)、以下製造所数が5製造所以内ごとに更に1万1千円(税込)ずつ加算します。
- (3) 申請シリーズ数又は製品数を追加する場合の変更評価料への加算
製品の種類等が下記のいずれかに該当する場合は、製品のシリーズ数又は製品数により加算します。
- 1) セラミックタイル①～⑥、床点検口
製品数15以上を変更申請する場合は、16～20で5千5百円(税込)、以下増数が5以内ごとに更に、5千5百円(税込)ずつ加算します。
 - 2) 可動間仕切及び移動間仕切は、上記(3) 1)の製品数15を5に読み替えて加算します。
 - 3) グレーチングのうち、
鋼製グレーチングは耐荷重別による製品数が30を超える時は、25以内ごとに5千5百円(税込)を加算します。
ステンレス製グレーチングはピッチ別による製品数が80を超える時は、25以内ごとに5千5百円(税込)を加算します。

7. 別表－3 評価申請における継続性の審査について

評価申込案内「表－6 変更評価の項目等一覧」記載

別表－3－1 要領第8条第2項第一号「品質・性能等の評価に関する事項」

項 目	確認事項
1－1 申請品	名称及び仕様に変更がある場合、その変更が適切であることを確認
1－2 品質・性能等	原材料・構成部品・組立及び性能等が、評価基準に適合していることを確認

別表－3－2 要領第8条第2項第二号「品質管理・製造管理体制の評価に関する事項」

項 目	細 目	確認事項	
		1. 製造所が移転した場合等	2. 製造所の位置、生産設備及び主たる管理者等に変更が無い場合等
2－1 製造所の製造設備状況		製造所の生産設備の設置状況等を確認	従前の生産設備との変更等の有無を確認
2－2 品質管理、製造管理等の社内規定	①品質管理 ②製造管理 ③検査	社内規定が申請者の規定として整備されているか確認 また評価基準に適合しているかを確認	
2－3 「2－2」の製造作業における現状確認	a. 管理者	①品質管理 ②製造管理 ③検査	適正な管理者が配置されているかを確認
	b. 実施状況	①品質管理 ②製造管理 ③検査	製造所での品質管理、製造管理等が適切に実施されているかを確認
2－4 製品の性能		試験成績書は原則として製造所で製造された試験体で実施したものを確認	試験成績書は原則として製造所で製造された試験体で実施したものを確認 * 1
2－5 「2－3 b. 実施状況」等を確認に要する期間		b. 等を確認するに要する期間	原則として、無し

別表－3－3 要領第8条第2項第三号「納入体制の評価に関する事項」

項 目	確認事項
3－1 申請品の主要販売組織	販売地区とその支店・営業所及び代行商社等の体制を確認
3－2 申請品の納入実績等	製造所の申請品で、建設工事における納入実績を確認 * 2
3－3 申請品の取扱いその他	出荷・運送・現場保管での申請品に対する注意事項を確認

別表－3－4 要領第8条第2項第四号「アフターサービスの体制の評価に関する事項」

項 目	確認事項
4－1 アフターサービスの組織	アフターサービスの地区と納入地区がリンクしていること、またその体制が整備されていることを確認
4－2 クレームが生じた場合の対応	クレーム対応に適切な体制が整備されていることを確認
4－3 維持管理上の注意事項	維持管理の内容が適切であることを確認

* 1：製造所の審査項目 2－1～2－4 の各確認事項が軽微な変更と認められる場合は、会社名（製造所名）の変更届を確認することにより、旧試験成績書に継続性が有るものとみなす。

* 2：一号品質・性能及び二号品質管理・製造管理等の確認項目に継続性が認められる場合は、申請までの実績で可とする。また、軽微な変更と認められる場合は、従前の納入実績も可とする。

◇ 「他の申請者から譲渡を受けた製造所がある場合」の審査についても上表によるものとする。

代表者・評価申請担当者 変更届

令和 年 月 日

申請者名(会社名)	
建築材料・設備機材等名 及び 細目	
1	
2	
3	
4	
5	
6	

		変更前	変更後
代表者	ふりがな		
	氏 名		
統括責任者	ふりがな		
	氏 名		
	TEL		
	FAX		
主担当者	ふりがな		
	氏 名		
	所 属		
	所在地	〒	〒
	TEL		
	FAX		
	メールアドレス		
副担当者	ふりがな		
	氏 名		
	所 属		
	所在地	〒	〒
	TEL		
	FAX		
	メールアドレス		

注1) 代表者が交代したことを対外的にお知らせした資料(取引先あての挨拶状のコピー、自社HP等)を添付してください。

注2) 上記代表者・担当者の変更以外は、「変更申請」をする必要があります。ご不明の場合は、下記にお問い合わせください。

一般社団法人 公共建築協会 建築等評価部 宛

E-mail : hyokajigyo-a@pba.or.jp Tel : 03-3523-0384 Fax : 03-3523-1827